



横浜市社会福祉協議会

『共済 News』

<vol. 2>
2019年-No.2
12月発行

ほら、
よこはまは
あったかい

【発行】社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会 施設福祉課 共済担当
〒231-8482 横浜市中区桜木町 1-1 横浜市健康福祉総合センター 7階
TEL 045-201-2218 (平日 9時～17時) FAX 045-201-1661

- ◆加入者の皆さまへ周知をお願いしたいことや、事務担当者の方へのお知らせを『共済 News』で情報提供ホームページ上でご覧いただけます。
- ◆メール配信にて随時お知らせしますので、ぜひご登録ください。

登録はこちらから ⇒

横浜市社協 メール配信

検索 🔍

■ 日頃から共済事業にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

『共済 News』(第2号)をお届けします。

裏面は、「運営委員会」についてシリーズで特集しています。ぜひお読みください。

- 1 各種届出・申請書類について ～ 旧様式はご使用になれません
- 2 1月の事務スケジュールについて
- 3 特集「共済事業と運営委員会の役割①」

ご注意ください！

1 各種届出・申請書類について～ 旧様式はご使用になれません。

脱退給付金 慶弔給付金の受給申請書を旧様式でご提出された場合
新様式での再提出となりますのでご注意ください。

▶▶ 新様式は、11/11 付で各施設・団体様へご郵送しております ◀◀
不足の場合はお送りしますので、ご連絡ください。

★ 複写式以外の「新様式」は、本会ホームページからダウンロードしてご利用ください。

⇒ 検索ワードは「横浜市社協 年金共済」当ページから「各種様式・書式ダウンロードページ」へ

3 1月の事務スケジュールについて

① **施設・団体** ⇒⇒⇒⇒⇒ **社協(共済担当)**

【提出書類の締め切り日】 **1/10(金)社協へ必着**

② **社協(共済担当)** ⇒⇒⇒⇒⇒ **施設・団体**

【加入者の承認通知書・掛金請求書等】 **1/21(火)社協から発送**

特集『共済事業と運営委員会の役割①』

▶ 共済事業とは

- ◆ 職員の皆さまの福利厚生充実を目的とし、職員の確保・定着に寄与する制度として、福祉施設・事業を運営する事業主から委任を受け、市社協の「共済事業規程」に基づいて運営しています。
- ◆ 事業主（共済契約者）と職員（加入者）が毎月掛金を拠出し、退職金等の給付を行うための基金を積んで、信託銀行2行により安全かつ有利な運用に努めています。

▶ 運営委員会とは ～適正な事業運営のために～

運営委員会は、事業運営について権限の委任を受けた市社協が、本会会長の諮問機関として設置し、共済事業に関する事項を審議するために、定期的（原則四半期ごと）に開催しています。共済契約者等からいただいたご意見を踏まえて、適正に事業を運営するための大切な仕組みです。

運営委員は15名、各福祉サービス分野の事業主等代表者7名、学識経験者2名、行政（市）1名、本会役員1名、新たに施設等従事者代表4名が参画して全15名で構成されています。

お預かりした掛金は、給付を行うための基金に積み立て、安全かつ有利な運用に努めています。そのため、「運用の基本方針」（共済事業規程の別表第13）に基づき、十分な分散投資を行いつつ、銀行2行（みずほ信託銀行・三井住友信託銀行）に委託運用しています。

運営委員会は四半期ごとに開催し、運用機関である2信託銀行がそれぞれ運用状況について報告を行い、実績等を比較しながら確認・チェックを行います。

今年度は財政再計算（※）を実施し、現在、運営委員会にて審議を行っています。

※財政再計算：共済事業の財政状態の健全性等をチェックするために、3年ごとに実施。必要があるときは、運営委員会の意見をきいて適正な修正を行います。（次回以降にご紹介いたします。）

★運営委員会の位置付け

市社協の共済事業は、加入した事業主（共済契約者）から権限委任を受けて、「共済事業規程」に基づき運営しています。そのため、市社協は、運営委員会への十分な説明と、その審議状況を踏まえて適正な事業運営を行う責任があります。

「共済事業と運営委員会の役割」は次号に連載します。